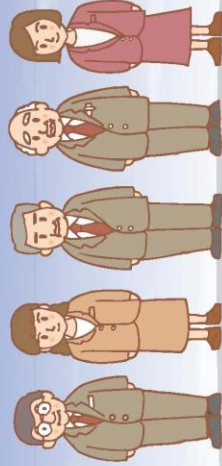


通信・放送事業者のみならず!
他の事業者との協定・契約などが
難航していませんか?

無料の相談とあっせんで

**問題
解決**

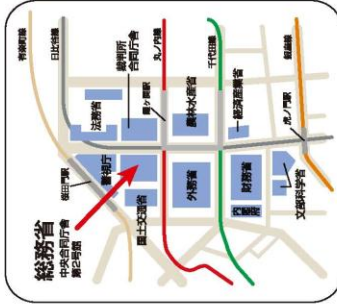
!



総務省
電気通信事業紛争処理委員会

注)2010年の法改正により、2011年夏頃(日付は別途政令で決定)に名称が変更となります。

通信・放送事業者等の
相談・あっせん申請の窓口のご案内



相談窓口

〒100-8926
東京都千代田区鷹が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館 4階
総務省電気通信事業紛争処理委員会事務局内
TEL:03-5253-5500
FAX:03-5253-5197
e-mail:soudan@ml.soumu.go.jp
電話受付時間 平日 9:30~12:00/13:00~17:00

あっせん申請窓口

〒100-8926
東京都千代田区鷹が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館 総務省
地上・電波放送の再放送に係る同意についての申請は
情報流通行政局総務課 TEL:03-5253-5711
上記以外の申請は
総合通信基盤局総務課 TEL:03-5253-5827

相談・あっせんは

無料

非公開

注1)2010年の法改正によりありあせんの対象として追加された紛争については、2011年夏頃(日付は別途政令で決定)から、あっせん申請が可能となります。
注2)あっせんの申請は地方の総合通信局または沖縄総合通信事務所を經由しても可能です。

より詳しく知りたい場合は

電気通信事業紛争処理委員会ウェブサイト
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/

携帯電話・インターネット等の電気通信サービスに関する
消費者の相談窓口はこちら

総務省電気通信消費者相談センター TEL:03-5253-5900
電話受付時間 平日 9:30~12:00/13:00~17:00

高度化する電気通信の分野で 通信・放送事業者間で紛争が多様化しています！



次のようなケースには 専門家によるあっせんが利用できます。

※2, 5, 6は、2010年の改正により追加されたものであり、2011年夏頃(日付は別途政令で決定)からあっせん申請が可能になります。



1. 電気通信設備の接続・共用に関する協定が調わないとき

例) ダークファイバの利用を断られた。接続料について合意できない。

2. 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定が調わないとき **New!**

例) 鉄塔の共用に係る費用負担について合意できない。

3. 電気通信業務の提供に関する協定が調わないとき

例) 携帯電話事業者のネットワークを借りて移動通信サービスを提供したいが、携帯電話事業者との契約的協議が調わない。

4. 電気通信業務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約の条件等についての協定が調わないとき

- 接続に必要な電気通信設備の設置・保守に関する協定・契約
 - 接続に必要な土地・建物・管路等の利用に関する協定・契約
 - 接続に必要な情報の提供に関する協定・契約
 - 電気通信業務の提供に関する契約の締結の取次や料金回収等の業務委託に関する協定・契約 等
- 例) コロケーションスペースの利用を断られた。



5. コンテンツ配信事業者(※1)を基に当って利用すべき電気通信設備の提供に関する契約の締結がないとき **New!**

例) ゲーム・音楽等の配信サービスのために必要な契約を携帯電話事業者と締結しようとしているが、その中で通信プラットフォーム(ユーザー認証や課金システム等)の利用条件について合意ができない。

(※1) 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)



6. 地上基幹放送の再放送に係る同意に関する協定が調わないとき **New!**

例) 地上波のテレビ局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が地上波放送を再放送するに当たり、地上波のテレビ局の同意が得られない。



7. 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約の締結について協定が調わないとき

例) 無線局を開設するため、既存局の免許人と混信防止フィルタを設置するなど必要な措置について協議をしたが、合意が得られない。

- (※2) 以下の業務を行うことを目的とする無線局
- 電気通信業務
 - 電気事業に係る電波の供給の業務
 - 放送の業務
 - 放送事業に係る列車の運行の業務
 - 人若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
 - ガス事業に係るガスの供給の業務
 - MICAを使用する業務

問題解決の道筋が あります!



電気通信事業紛争処理委員会は、
無料の相談やあっせんを通して通信・放送事業者間での
協定・契約等の協議に関する紛争解決の
お手伝いをします。

専門の事務局を設けてその公正中立性を確保しています。



電気通信事業紛争処理委員会による相談やあっせんを利用できるのは、
通信・放送事業者等に限られています。
なお、締結済みの協定・契約の解釈などは対象外です。

相談窓口

無料

非公開

相談窓口とは？

電気通信事業紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の
電話、メールアドレスを設け、事業者の間で協定・契約等に関する協議が難航した
場合の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供などを行っています。
また、「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっ
せんの手続き(制度概要・申請方法等)を知りたい」などの問い合わせについても
幅広く受け付けています。

なお、相談者の了解なしに相手方に相談内容を伝えることはありません。



相談窓口では、
事業者間の紛争に関する
相談を幅広く受け付け、
アドバイスや参考情報の
提供などを行っています。

【相談専用電話】

TEL 03-5253-5500

FAX 03-5253-5197

電話受付時間 平日 9:30~12:00/13:00~17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp

あっせん

無料 非公開

「あっせん」とは？

「あっせん」とは、「第三者が間に入って両者の間がうまくいくようにとりもつこと」という意味を持つ言葉です。

電気通信事業紛争処理委員会では、有識者である委員会の委員、特別委員の中から3名程度を「あっせん委員」として指名し、あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者相互の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図っています。

必要に応じ、あっせん委員があっせん案を提示します。

※「あっせん」は、両当事者の合意により進められる手続きですので、強制されることはありません。

これまでの実績

平均して1ヶ月半程度で紛争処理を終えており、専門性を活かした迅速な紛争処理を実現しています。

また、約16割の事案は、あっせんにより紛争が解決しております。

解決率 16% 割



「電気通信事業紛争処理委員会」とは

電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信の分野において、多様化する紛争事案を迅速・公正に処理するための専門組織です。

国会の同意を得て総務大臣から任命された

法律・経済・会計・通信工学などの有識者5名によって構成され、**通信・放送事業者間の紛争に対して迅速・公正に対応**します。



- 5名の委員のほかに、あっせん・仲裁に参画する複数の特別委員が任命されています。
- 電気通信事業紛争処理委員会では、あっせんのほかに仲裁による紛争処理も行っています。「仲裁」は、両当事者が仲裁委員による仲裁判断に従うことを同意した上で行われ、仲裁判断に不満があっても、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできません。仲裁手続も無料・非公開です。
- あっせんや仲裁のほかに、総務大臣が業務改善命令等の行政処分を行う場合に総務大臣からの諮問を受けた審議・咨申や、競争ルールの改善等について総務大臣への勧告を行います。

※2011年夏版(日刊は別途政府で決定)に、「電気通信紛争処理委員会」に名称変更し、放送、コンテンツ配信事業等に係る紛争が争っせんの対象として追加されます。

